

○総務文教委員長報告

総務文教委員長 野田 粹之

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、議案第44号「鳴門市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」ほか議案1件であります。

当委員会は、6月17日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案2件については、いずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、議案第44号「鳴門市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」は、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義規定について改正を行うものであります。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第46号「工事請負変更契約の締結について（鳴門市市民会館等解体工事）」は、鳴門市市民会館等解体工事について変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、変更契約の主な内容として、旧市民会館跡地に埋設されている松杭を撤去するとのことであるが、当初の工事費の積算の段階で松杭が埋設されていることは分からなかったのかとの質疑があり、理事者からは、旧市民会館の設計図には松杭に関する記載がないため、何本の松杭がどのような状態で埋設されているのかが分からず、当初から不確定な要素を考慮して工事費を積算することは難しいとの説明を受けました。

また、委員からは、旧市民会館の周辺は軟弱な地盤であり、当時、松杭による軟弱地盤対策が一般的に行われていたことから、当然、旧市民会館においても、その可能性を想定しなければならなかったと思うが、解体工事の設計を策定した業者に、その点に関しての瑕疵はないのかとの質疑があり、理事者からは、業者は旧市民会館の設計図を確認し、現場での目視や測量等を行った上で、解体工事の設計を策定しているが、今回のように、旧市民会館の設計図に松杭に関する記載がない場合には、地盤の掘削をしなければ分からないこともあるとの説明を受けました。

また、委員からは、今回の変更契約の金額の積算根拠等について質疑があり、理事者からは国の積算システムを利用し、県の単価や見積もり等により積算を行った。また、金額が大きくなった主な理由としては、全周回転するケーシングを用いての松杭等の撤去や埋め戻し材に流動化処理土を使用することなどが挙げられる。この工法等については、新庁舎の建設工事に影響が生じないように、同工事を行う前田建設JV等と協議した結果、選択したとの説明を受けました。

また、委員からは、変更契約ではなく、入札を行い発注することは検討しなかったのかとの質疑があり、理事者からは、既に、仮囲い等が設置されており、安全面、施工管理面、工期面からも変更契約の方が得策であると判断したとの説明を受けました。

また、委員からは、埋設されている松杭を利用したり、新庁舎の建設工事のときに支障が出る松杭だけを撤去するなどの手法については検討しなかったのかとの質疑があり、理事者からは、地盤の安定化の視点から残置する方法は検討したが、その場合、免震層が松杭に接することや、松杭が今後も腐食せず存続することが保証できないことなどから、半世紀以上に渡り使用し続ける新庁舎の建設に関して不安要素を取り除くため全て撤去することとしたとの説明を受けました。

また、変更契約の締結により工期が3ヵ月延伸することになるが、新庁舎の建設にあたり、影響はどの程度あるのかとの質疑があり、理事者からは今年度は、実施設計の策定に時間を要することから、影響は、ほぼないとの説明を受けました。

また、委員からは、松杭等の撤去による周辺への影響について質疑があり、理事者からは、変更契約には追加の騒音・振動調査も含まれている。また、解体工事に着手する前には、周辺家屋調査を実施しており、問題が発生した場合には対応できる体制を整えている。なお、今回、松杭等の撤去に採用することとしている工法は周辺環境に影響の少ないものであるとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。